

令和2年11月20日発行

年末調整のお知らせ

今年も年末調整の時期が迫って参りました。つきましては、11月中に下記の書類をご用意頂き、各担当者までご連絡もしくはご郵送頂きます様お願い致します。

【控除証明書等】

- 生命保険料 控除証明書
 - 個人年金保険料 控除証明書
 - 介護医療保険料 控除証明書
 - 地震（損害）保険料 控除証明書
 - 小規模企業共済等掛金の支払を証する書類
 - 住宅取得等特別控除申告書 及び 借入金の年末残高等証明書
 - 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
 - 国民健康保険料
 - 後期高齢者医療保険料
 - 介護保険料
- 本年中の支払額をご連絡ください。
メモ又は納付書等の写しで結構です。

【中途就職者がおられる場合】

- 前職の令和2年分源泉徴収票

【変更の有無】 ※下記に該当する際は、メモ等にてその旨ご連絡ください。

- 扶養親族の増減
- 住所変更
- 配偶者（特別）控除を受けられる方は配偶者の令和2年分所得

配偶者の給与収入が、201万6千円未満であれば控除の可能性がります。

【マイナンバーについてのお願い】

税務関係書類にマイナンバーの記載が必要となります。

訪問時や来訪時にコピーを回収させていただきます。

マイナンバーの提出がまだの方は、速やかに担当者までご連絡下さい。

※通知カード若しくは個人番号カードの現物の郵送はお控えください。



新型コロナウイルスと医療費控除

生活スタイルが一変した 2020 年も間もなく終わろうとしています。今年支払った病院等の領収書の整理を始められている方も多いと思われます。今回は、新型コロナ関連の支出で医療費控除の対象となるものとならないもの、その可否を挙げておきます。

【マスク、アルコール消毒液購入費用】

感染症を予防するためのマスク購入費用は、病気の感染予防のためのもので、医師等による診療や治療等のために支払う費用には当たらないため、**医療費控除の対象とはなりません。**



【PCR検査費用】

医師等の判断で受けたPCR検査の費用（自己負担分）は**医療費控除の対象となります**が、感染していないことを明らかにするために**自己の判断で受けたPCR検査**の費用は、**医療費控除の対象になりません**。ただし、その**検査結果が『陽性』**で、引き続き治療を行った場合には、その検査は治療に先立つ診療と同様に考えられるため、検査費用が**医療費控除の対象となります**。

【オンライン診療】

自宅から医師の治療が受けられるオンライン診療、この仕組みを利用するには、①**オンライン診療料**、②**オンラインシステム利用料**、③**処方された医薬品の購入費用**、④**処方された医薬品の配送料**などの支払いが必要です。このうち、①②③は**医療費控除の対象となります**が、④は治療等のために支払う費用には当たらず、**対象とはなりません**。

地価の下落と路線価の補正

国税庁は先日、令和2年1月以降の半年間で地価が19%下落した地域があると分析・公表する一方で、**本年6月までの相続等に適用する路線価については、価格の補正をしない旨を明らかにしました。**

例年通り7月1日に公表された令和2年分路線価については、新型コロナの影響で、今後の地価の動向が不透明な状況であったため、『**広範な地域で大幅な下落が確認された場合、路線価が地価を上回らないように路線価を補正する**』としていました。

なお、『7月以降に**広範な地域で20%以上の大幅な下落が確認された場合には、7月以降の相続等に適用する路線価の補正を後日公表する**』としています。

【参考】令和2年1月以降、半年間で15%以上の下落率となった地域（国税庁）

都道府県名	市区町村名	町丁目	地価変動率
東京都	台東区	浅草1丁目	▲16%
愛知県	名古屋市中区	栄3丁目	▲15%
		大須3丁目	▲15%
		錦3丁目	▲19%
大阪府	大阪市中央区	宗右衛門町	▲19%
		心斎橋筋2丁目	▲15%